

令和元年度
第 1 回 西宮市社会福祉審議会
身体障害者福祉専門分科会 会議録

- 開催日時 令和元年5月17日（金） 午後2時1分～
- 開催場所 西宮市議会3号委員会室
- 出席者
- ・委員：・梓川委員・庄本委員・藤原委員・室委員・森委員
 - ・事務局：・松本福祉部長・大谷障害福祉課長・小林障害福祉課係長
 - ・丸山主任福祉員・河上副主査・大内主事

〔午後2時01分 開会〕

○事務局 本日は出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから令和元年度身体障害者福祉専門分科会を開会します。

議事に先立ちまして、事務局よりごあいさつ申し上げます。

○事務局 皆様、こんにちは。

私も、7年前に障害福祉課長を拝命してしまして、その後、健康福祉局内の他の部署に回っていたのですが、今回福祉部長として戻ってまいりました。

本日は、西宮市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会にご出席、ご参画いただきまして、ありがとうございます。

また、平素より本市福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして、この席をおかりしてお礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本専門分科会においては、主に身体障害者福祉を中心として、障害福祉施策全般に関するご審議をいただいております。ちょうどいしたご意見を市の障害福祉施策に反映させていただいているところです。

本日の案件を見ますと、やはり7年前とは少し違っていると感じていますが、皆様の普段の活動と照らし合わせながら、忌憚のないご意見をいただけましたら、本市の福祉行政に反映できると思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 本日は令和元年度の専門分科会として、前回の平成30年5月に開催して以来、委員の異動等がありましたので、改めて委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

〔委員紹介〕

本日の専門分科会ですが、委員総数5名のうち出席委員5名全員にご出席い

ただいております、出席委員数が会議開催の要件である半数に達していますので、西宮市社会福祉審議会規則第3条第6項の規定により、当専門分科会が成立していることをご報告します。

次に、事務局職員を紹介します。

〔事務局職員紹介〕

それでは、早速ですが、次第に従いまして本題に移らせていただくこととしまして、この後の進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 最初に、本会議は公開を原則としていますが、傍聴を希望される方はおられますか。

○事務局 本日、傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

○会長 それでは、審議に入っていきたいと思います。

まず、本日どのように会議を進めていくかについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日は、次第にありますとおり、まず、西宮市における身体障害者手帳交付状況と指定医師・指定医療機関の指定状況についてご報告します。次に、専門分科会から身体障害者手帳の審査を権限委任しています審査部会の運営状況についてご報告します。その他として、身体障害者手帳のカード化についてご協議いただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○会長 次第の5と6が本日の中心となりますが、5のほうは報告事項ですので、順番に事務局から説明していただきました後、6の件について皆様方と意見交換をさせていただきたいと思います。ここに時間をかけたいと思いますので、そういう順番で進めていきます。

それでは、(1)の身体障害者手帳の交付状況についてご報告をお願いします。

○事務局 審議事項の(1)、身体障害者手帳の交付状況について説明します。

資料1-1「西宮市の身体障害者手帳交付状況」の表をご覧ください。

この表は、平成31年4月1日時点の身体障害者手帳の交付状況をまとめています。今年度当初の身体障害者手帳の所持者数は1万5,847人となっています。昨年30年4月1日時点が1万5,991名でしたので、144名の減となっています。

次の資料1-2をご覧ください。

これは、この5年間の人口と身体障害者手帳所持者数の推移を示したグラフです。棒グラフは人口、折れ線グラフは身体障害者手帳所持者数です。

身体障害者手帳の所持者は、平成26年度までは継続的に増加していたのですが、27年度以降は、徐々に減少傾向となっています。この減少傾向は、このまま継続していくと思っています。

また、このグラフの下部に身体障害者手帳所持者の対人口比率を記載していますが、人口に対して3.2%~3.3%の間で推移しています。人口100人中3人の方が手帳をお持ちの状況です。

次に、資料1－3をご覧ください。

これは、この5年間の身体障害者手帳所持の年代別の割合を表したグラフです。棒グラフの一番下が18歳未満、次が18歳以上65歳未満、一番上が65歳以上の方のパーセンテージです。

平成31年4月時点で身体障害者手帳所持者の71%以上が65歳以上の方で、高齢化に比例して増えている状況です。この割合は継続的に増加しています。

以上、身体障害者手帳の交付状況についてご報告しました。

○会長 今のご報告に対して質問や確認事項がありましたらお願いします。

○委員 資料1－2のグラフを見ると、全体として所持者数が下がっていますが、その内容にどのような特徴があるのでしょうか。また、その原因について教えていただけますか。

○事務局 身体障害者手帳の所持者数については、身体障害者所持者のうち、視覚や聴覚などの他の障害種別の方は、横ばいあるいは増加しているのですが、肢体不自由の方だけが継続的に減少しています。これは、平成26年に膝や股関節を人工関節に置き換える手術をされた場合の認定基準が変わりましたので、そのことによって減少していると推測しています。

もう少し詳しく言いますと、平成26年以前は人工関節の手術をすると自動的に身体障害者手帳4級に認定されていたのですが、自動的に4級に認定する制度ではなく、手術後の状況によって認定を行うことになりました。そこの部分の変化かなと思っています。実際に身体障害者手帳の肢体不自由の中でも4級の方だけが確実に下がっています。

○委員 認定されない事例が多くなったのですね。

○事務局 平成26年以前は自動的に認定されていたのですが、医学の進歩によって、人工関節を入れたことによって身体障害者手帳に該当しない状況の方が増えてきたのではないかと考えています。

○委員 資料1－1の表で「聴覚」の欄がありますが、聴覚障害には5級はないので、ここは「聴覚・平衡」ですね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 その点は正確な表現でよろしくをお願いします。

資料1－3を見ると65歳以上の方が多くなっています。実際の人口では18～64歳が一番多いのですが、65歳以上の人口も増えていますので、高齢化が進んでいることが言えるかもしれません。

次に進ませていただいでよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 次に、(2)の指定医師・指定医療機関の指定状況について報告をお願いします。

○事務局 指定医療機関の指定状況について報告します。

資料2「指定医師並びに指定自立支援医療機関の指定件数推移について」をご覧ください。

まず、「指定医師」は、身体障害者福祉法第15条に定められていますが、身体障害者手帳を申請するにあたって必要となる診断書を書く資格をお持ちの医師のことをいいます。

また、「指定自立支援医療機関」は、障害福祉制度である自立支援医療を提供することができる医療機関のことです。

平成31年4月1日時点で、市内に指定医師は651名おられます。ただし、この数字については、各病院において4月時点で退職や異動されるケースもありますが、その数字はこの中には反映されていません。

また、指定自立支援医療機関の指定件数は、病院が37か所、薬局は153か所、訪問看護は21か所という状況です。

指定医師も指定医療機関も、近隣市の数字と比較しても遜色のない状況になっていると思っています。関係団体のご協力をいただいて、指定医師や指定自立支援医療機関はまずまず充実していただけている状況にあると考えています。

○会長 今のご説明に対してご質問や確認事項がありましたらお願いします。

○委員 この数について、基準はあるのですか。また、数字的な目標は持っておられますか。

○事務局 人口当たり何か所などの基準はありません。

ただ、新しく開業される診療所や薬局などが自立支援医療を提供するためにはこの指定が必要になりますので、自主的に申請いただくことがほとんどになっています。その結果、市から積極的にお声がけしなくても、継続的に増えている状況であります。これについては、数値目標などを持ち合わせてはいません。

○委員 平成30年の600人から31年には651人と増え方が大きいのですが、この流れでどんどん増えていくのですか。

○事務局 この651人の中には4月時点の人事異動は反映されていないので、実際には600人前後かと思っています。ですから、この651人がどんどん増えていくものではないと思っています。

例えば平成29年4月1日時点では前年の565人から558人へと少し減ってしまし、また30年4月1日には増えています。これは、29年4月1日時点で関係団体などにご協力いただいて退職・廃業された方の精査を行いました結果、実数に近い数が出たものです。ですから、現在精査すると、この651人という数字も少し減ると考えています。

○会長 一時的な変動はあるのですね。

最初に質問があった基準の件で、近隣市と比べて遜色ないと言われましたが、質問は、何を以て十分だと判断するのかが大事ではないかというご指摘だと思います。目標を設定して、いろいろな声も聞きながらその数字が十分かどうかという判断になると思います。ですから、公的なものとして基準となる数値がないとしても、そのあたりはご検討・分析をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

○会長 次に、(3)の審査部会の運営状況について報告をお願いします。

○事務局 資料3「審査部会の状況について」をご覧ください。

まず、この「審査部会」は、本専門分科会から権限委任を受けて、委員に部会長をお願いして、身体障害者手帳の審査や指定医師・指定医療機関の指定について諮問し、市として判断しかねる部分について専門的なご意見を伺う場です。審査部会の構成としては、部会長と11名の臨時委員によって審査を行っていただいています。

資料3は、平成26年度～30年度の審査部会の状況を一覧表にしていますが、審査部会は、毎奇数月(5・7・9・11・1・3月)に開催していただいています。

まず、資料の右端に諮問件数の平均値を出しています。平成30年度は、1審査部会当たり、身体障害者手帳について29.2件、指定医師・指定医療機関は16.5件の案件を諮問しています。

身体障害者手帳の諮問が比重として大きいのですが、平成30年度の29.2件は、29年度から30件前後で推移しています。

臨時委員の先生方にご意見を伺うのですが、1人1回当たり3～4件の案件をご相談しています。これについては、臨時委員の先生方から、例えば委員を増やしてほしいなどのご要望はいただいていません。市としても、できるだけ負担のない状況を継続していければと考えています。

指定医師・指定医療機関の指定については、新規・変更・更新の案件について諮問していますが、平成29年度に本専門分科会で審査していただきまして、諮問の件数を減らすことができました。平成28年度以前と比べると半分ぐらいになっていますが、この減った分については、事務方である程度判断できるような形になっています。

最後に、異議申立てですが、身体障害者手帳の決定などについて不服がある場合に異議申立てが出されることとなります。以前はこれも審査部会に諮問していたのですが、平成28年4月1日より改正行政不服審査法が施行されましたので、この異議申立ての制度自体がなくなりまして、不服申立として審査請求するという形になりましたので、審査部会に諮問することはなくなっています。

身体障害者手帳の適正な交付の維持や臨時委員の皆様のご負担などを考慮しつつ、運営に努めていきたいと考えています。今後、審査部会の臨時委員の皆様にご指導いただき、市職員の資質の向上を図っていきたいと考えています。

○会長 今の説明に対してご質問、確認事項はありませんか。

〔発言者なし〕

○会長 以上で(1)～(3)のご報告は終わります。

次に、「その他」の事項に入りたいと思います。

身体障害者手帳のカード化について、検討していただく上で、まず、現在の状況や背景について説明をお願いします。

○事務局 資料としては、資料4「身体障害者手帳のカード化について」のほか、資料5として厚生労働省からのレジュメ、資料6として厚生労働省からの通知を付けています。また、身体障害者手帳の見本もご覧いただきたいと思えます。

身体障害者手帳は、従来から厚生労働省令に様式が定められていまして、お手元にあるような紙の手帳が発行されてきました。この手帳に基づき、いろいろな身体障害者に対する制度が構築・運用されてきています。

一方で、身体障害者手帳は、一般のカードより一回り大きいサイズですので、定期入れに入らないという携帯性の悪さや、紙手帳であることで傷みやすく、という欠点がありました。

平成30年10月24日に厚生労働省は、その社会保障審議会障害者部会において、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳について、カードの手帳は、紙手帳に比べて携帯性や耐久性に優れている点から、従来の紙手帳ではなく、プラスチック製のカードとして発行してもよいという方向性を示しました。これは、義務ではなく、身体障害者手帳を自治体の判断でカードとして発行しても構わないということです。この方針に基づいて、平成31年4月1日に改正省令が施行されました。その通知が資料6です。

資料5の裏面には、見本・様式例の案が載っています。大きさは、免許証やクレジットカードと同じで、定期入れに入るぐらいですし、写真もそれに合わせて小さくなります。また、障害名などを書く欄もあります。

ただ、この身体障害者手帳のカード化については、昨年秋に国が急に方針を出したものですから、西宮市においてこれからカード化の検討を進めていかなければいけない状況にあります。今後の方針を検討するにあたり、当専門分科会のご意見をお伺いしたいと考え、本日、議題として上げています。

なお、近隣の自治体の情報を申し上げますと、県は、カード化するには費用もかかるので、令和元年度でのカード化の予定はない。国が示しているカード様式では、現在の紙手帳の情報をすべて網羅することはできない、他の自治体の様子を見ながら考えたいとのことでした。

また、近隣市においても、県と同じようなスタンスですが、どのようなカードを作成するかなどいろいろと問題が多いので今すぐは難しいとのことでした。

近隣市も、カードをつくるにしても個人情報の取扱いを気にしなければいけないのでどうしたものか。実際にカード化したときに、障害者手帳に基づく制度の運用面で困難が生じる可能性もあるので、すぐにはなかなか難しいというお話でした。

西宮市としましては、資料4の裏面にありますように、今の時点では、平成31年4月1日時点でカードの様式などの詳細が示されたばかりですので、予算等もなく、今年度中の導入は難しいと考えています。また、国の省令が改正され、様式や素材、偽造防止のセキュリティの点も示されたのですが、解決しなければいけない問題点が幾つかあると考えています。その問題点の解決策を十

分に検討して準備しないと、実際に手帳をお持ちになる皆さんの混乱を生じてもいけませんので、それらを解決しなければいけないと考えています。また、この手帳発行については国の補助はなく、システム改修の費用やランニングコストなど市の単独負担になるところもありますので、予算面の問題から何年かのスパンで考えていくことになると考えています。

カード化にあたっての問題点については、1つは、紙手帳の見本を見ていただきますと、最初に写真のある面があり、次に「障害名」の欄があります。ここには手帳を持つ方のお体の障害についての内容や疾病名、障害原因を書くことになっています。これは見本ですから複数の障害名を載せていますが、実際に重複して障害をお持ちの方は非常にたくさんいらっしゃいますので、この「障害名」の欄には複数行にわたって記載されることとなります。

この障害名によって障害者の方が受けられる制度を判断される場合があります。自動車税の減免の際に、障害の等級とともに障害の内容でもって該当する・しないの判断をしています。あと、駐車禁止除外の標章も同じような取扱いになります。ですから、ここの「障害名」の欄は、等級だけではなく、詳細な内容が必要とされるのですが、資料5裏面のカードのイメージを見ていただくと、「障害名」を書く欄が2行ぐらいしか設定されていません。このスペースでは、単なる障害名だけを記入するのならいいのかもしれませんが、他の制度の運用に影響が出てくる可能性があります。これは、市だけではなく、県や民間などいろいろなところで影響が出てくると思っていますので、この表記の問題を考えなければなりません。

もう1つの問題点は、紙手帳の一番後ろのページには、有料道路割引や自動車税減免の判がある場合があります。これは、身体障害者手帳をお持ちの方は、条件はあるのですが、高速道路の通行料金が割引されたり、自動車税の減免の制度があったりします。例えば高速道路の料金の割引を受けるときに、国全体のやり方として、特定の1台を申請して手帳に判を押す運用になっています。これは2年ごとに更新が必要ですので、2年ごとに新しい判が押されることとなります。これがカードですと、裏面にある「備考欄」に押すことになると思うのですが、すぐにいっぱいになってしまいます。このように、制度との整合性がとれていないことから、これは検討しなければいけません。また、自動車税の減免についても、手帳に判を押していくこととなります。この判を押すスペースがないことが問題だと考えています。

これらの点については、国の改善を待たなければいけないのですが、身体障害者手帳による制度の運用について問題点があると考えています。ですから、すぐにカード化することは難しいと思います。

ただ、日々お電話をいただく中では、カード化のニーズも一定あるとも感じていまして、市民の皆様にも市の方針をきちんとお伝えしなければいけないと考えていますので、それに際して当専門分科会のご意見をいただければと考えています。

○会長 国のほうからは、カード化を進める方向性が示されましたが、これは自治体の判断に任せられていますので、確定したものではありません。時間は限られていますが、ぜひこの場で、市の障害者施策に反映する意味でも、皆さんの忌憚ない考え、ご意見をいただきたいと思います。

○委員 障害者手帳は分かりやすくていいものだと思っていたのですが、実際に持っていらっしゃる方は、紙手帳よりカードのほうが良いと思っています。いらっしゃるのですか。

○事務局 もちろん人にもよりますが、お話を聞いていると、少しかさばるといふ思いをお持ちの方もいらっしゃいます。逆に、これぐらいの大きさのほうがなくさなくていいとおっしゃる方もいらっしゃいます。カードのほうが携帯性がありますので、カード化のニーズは一定数はあると考えています。

○委員 カードのほうが便利でいいという方がいるのですか。カードはいっぱいあるので、これ以上増えるのは嫌だという意見もあるでしょうね。

○委員 私は、2年ごとにシールを貼ったり、車を換えるたびに判を押してもらうので、最後の備考欄がいっぱいになっていまして、今年2月18日に再交付してもらいました。手帳は、当事者が見るものではなく、外部の人が見るものですから、普段は別に紙でもカードでもいいのです。カードになった場合、カードにいっぱい判を押すわけにもいかないでしょうから、券面だけを見ても外部の人には何も分かりません。それを機械で読み取れるようにして情報がいっぱい入れられたらいいのですが、それならカードの費用がもっと必要になるでしょう。

○会長 情報のどこを見るかによっても違うということですね。

○委員 持っている人にとっては、紙でもカードでもいいのです。役所で見せたり、減免を受けるときに判を押してもらうのも他の人が見るために必要なものなのですね。

○会長 情報を誰がどこでいつどのようにして見るかによって違うということ、それは大事な意見ですね。それによってカード化もありではないかというご意見ですね。

○委員 はい。

○委員 医療側からすると、保険証についてくれればいいですね。相当先の話になると思いますが、カードに磁気データを書き込んで、市役所などでその磁気を読み取れるようにすれば良いと思います。我々医療側としては、難病の確認がとれなかったら困りますので、保険証に載せてくれればありがたいなと思っています。医者も9割方は電子カルテですから、もしかしたらカードのバーコードを通せば身体障害何級でどこが悪いと出てくれればありがたいです。ただ、医療機関すべてにバーコードを読み取る機械を買わせなければいけませんから、なかなかですね。市役所だけならできるかなと思います。高速道路の割引にしても、カードを見せなくても、市役所で情報を読み取って、紙に打ち出せばいいわけです。それなら導入する価値はあると思います。

○会長 一気に変えていくためには、大きな出費を伴いますね。

○委員 紙手帳にある情報を単にカードに書き換えるだけなら、どうしようもなくなるので、何かで読み取って紙で渡すようなことが必要かなと思います。

○委員 説明を聞いての印象ですが、カード化するのなら、データ化しないととても使えないのですが、データ化しないで使ってもいいよと国が提起してきたこと自体、どういうことなのかなという印象を持ちました。しかし、データ化が可能であったとしても、かなりの設備投資をしなければいけなくなってくるという印象があります。

ですから、検討するときには、誰のために必要なかをよく吟味して、それと費用対効果を考える必要がありますから、すぐにはとても無理だなという印象です。

○会長 お金をかなりかけないと大きな改革はできないですからね。もう1つは、「誰のための」という点ですね。また、情報を誰が扱うのかも考えていかないと、単に便利だけでは済まないですね。

○委員 セキュリティも考えなければいけませんし。

○会長 確認までですが、県のご意見と西宮市のご意見を聞かせていただいたのですが、例えば県と西宮市では意見交換はされているのですか。今後このことに関してすり合わせをする予定はあるのですか。

○事務局 定期的に県と情報交換ややりとりをしているわけではないのですが、このカード化だけではなく、身体障害者手帳の交付などで疑問点があると、国や県や近隣市とやりとりはしています。ただ、県や近隣市がカード化すると、西宮市もそれについていかにざるを得ないのかな、西宮市だけがやらないのはなかなか難しいかなと思います。

○委員 手帳は、今から10年ぐらい前までは、県がつくっていました。申請が出たら県に送って、県がつくって西宮市に送り返していました。それが各自治体で交付することになって、西宮市は西宮市でつくっています。しかし、昔の県がつくっていた手帳も、今の西宮市の手帳も、様式は同じです。ですから、データ化する機械を県が導入すればやりやすいかもしれませんが、国が何もしてくれなければ、なかなか負担が大きいですね。

○事務局 カード化されたとしても、西宮市がつくることは恐らく変わらないと思います。

○委員 気になるのは、資料6を見ますと、障害名の書き方が変わって、例として1～17が記載されています。従来の書き方は廃止されて、この4月から変わっているという理解でいいのですね。

○事務局 こういう書き方をしてもいいという記載例が示されています。

○委員 カード化されると、これも統一していかなければいけなくなるし、他の自治体とも統一化されていくと思います。それが障害者の方にとっていい区分になるのか、カード化ありきで障害者の方に不利な区分になるのかについて、注意をしてよく見ておく必要があると思います。

○会長 最初に言われたのは、ただ便利さに走るだけではなく、「誰のためか」という視点を持たないといけないということですね。

○委員 そうです。

○会長 この専門分科会はもう少し時間をとれないですか。1時間と決まっているのですか。せっかく集まっていたいたので、もう少し時間が欲しいと思うのです。

○事務局 別に構いません。

○会長 本日は皆様のご予定がありますのでいいのですが、今後のことです。

○委員 これは免許証と同じ大きさですね。免許証でしたら、パトカーから照会をかけるとデータがすぐに出てくるようになっているらしいです。身体障害者手帳もそういうものになっていて、バーコードを読み取れば必要なものが出てくるのが一番いいですから、それならばカードでもいいわけです。ただ、見るほうがすぐにデータが見られるようにしておかないといけないと思います。

○会長 今のお話では、利用される方の立場と、情報として活用される専門職の方の立場、それぞれの立場から見ていく必要があるというご意見ですね。しかし、障害を持っている方が不利益になることだけはあってはいけない、それだけは考慮しなければいけないということですね。

時間になりましたので、以上とさせていただきます。

いろいろな意見を拝聴しましたが、この意見を市の障害施策のほうにぜひ反映していただいて、これから検討にもつなげていただきたいと思います。

いろいろなご意見をいただき、ありがとうございます。

私のお願いとしましては、もう少しお時間をいただいて、皆さんの意見等を深めていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

本日いただきました意見を参考に、今後の本市福祉行政を進めていきたいと考えています。

これをもちまして閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

〔午後2時56分 閉会〕